繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担に基づく土木設計等業務委託契約

附　則

平成25 年度における前金払については、第34 条中「業務委託料の」とあるのは「業務委託料（当該業務委託料に108 分の３を乗じて得た額を除く。）の」として同条を適用する。